

# 財団法人民事法務協会役員等報酬・退職金規程

平成18年 3月15日 制 定

平成19年11月20日 一部改正

平成21年11月25日 一部改正

財団法人民事法務協会寄附行為第9条の3の規定に基づき、この規程を制定する。

## (報酬額)

第1条 常勤の会長及び副会長の報酬額（月額）は、次のとおりとする。

一 会長 金65万円

二 副会長 金60万円

2 その他の役員等が出勤したときは、相当な範囲で報酬を支給することができる。

3 前項の報酬は、毎月末締めとし、その翌月に支給するものとする。

## (通勤手当)

第2条 会長及び副会長に通勤手当を支給する。

2 財団法人民事法務協会就業細則第10条の規定は、前項の場合に準用する。

## (退職金)

第3条 常勤の会長及び副会長に退職金を支給する。退職金の額は、報酬額（月額）に25万円を加算した合計額に勤続年数を乗じた額とする。

## (調整)

第4条 前条の額は、財団法人民事法務協会の資産状況及び収支の状況等を考慮して、理事会の決議をもって調整することができる。

## 附 則

この規程は、財団法人民事法務協会寄附行為第9条の3の規定新設に係る法務大臣の認可の日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第1条第4項の改正規定は、平成19年9月1日から適用する。

## 附 則

この規定は、平成22年1月1日から施行する。